

静岡県選挙管理委員会告示第36号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号に規定する不在者投票のできる施設に次のとおり変更があった。

令和6年6月18日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本正幸

1 不在者投票のできる施設の変更

	施設名	所在地
新	しずおか整形外科病院	静岡市葵区柚木90-1
旧	静岡リウマチ整形外科リハビリ病院	

	施設名	所在地
新	社会福祉法人愛誠会 南あたま第一病院	熱海市下多賀477
旧	医療法人社団陽光会 南あたま第一病院	

	施設名	所在地
新	医療法人財団桜会 介護老人保健施設 葵の園・熱海	熱海市泉61番地の1
旧	医療法人社団ちとせ会 介護老人保健施設 葵の園・熱海	

2 変更年月日 令和6年6月18日